

# 事業所の健康づくりプロジェクト委員会設置要綱

健康増進課

## (目 的)

- 第1 働き盛り世代の健康づくりのため、運動習慣の定着、食生活の改善等に向けた取組を促進し、全県下へと展開していくことを目的として、事業所の健康づくりプロジェクト委員会（以下「委員会」という）を設置する。

## (検討事項)

- 第2 委員会は、働き盛り世代の健康づくりの取組促進、企業の健康経営の推進のために必要な事項について検討する。

## (組 織)

- 第3 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。  
2 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (委員会)

- 第4 委員長は、委員の互選によって決定する。  
2 委員長は、会議の議長となり、会務を統括する。  
3 委員会は、委員長が招集する。

## (事務局)

- 第5 委員会の事務局は、長野県健康福祉部健康増進課に置く。

## (雑 則)

- 第6 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は、その都度、委員が協議して決定する。

別 表
-----

## 事業所の健康づくりプロジェクト委員会 参加団体名簿

事業所の健康づくりプロジェクト委員会の委員は、以下の団体を代表する者とする。

全国健康保険協会組合長野支部
健康保険組合連合会長野連合会
地方職員共済組合長野県支部
公立学校共済組合長野支部
警察職員共済組合長野県支部
一般社団法人長野県経営者協会
長野県中小企業団体中央会
一般社団法人長野県商工会議所連合会
長野県商工会連合会
一般社団法人サキベジ推進協議会
長野県産業労働部産業政策課
長野県健康福祉部健康増進課